

付議案第11号

福岡市博物館登録規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和3年3月17日

福岡市教育委員会

教育長 星子 明夫

理由

本件は、福岡市博物館登録規則で定める登録申請書等の様式について、要綱で定めるところとしたため、所要の改正を行う必要があるので、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第2号の規定により付議するものである。

福岡市博物館登録規則の一部を改正する規則

福岡市博物館登録規則(平成27年福岡市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条第1項中「登録申請書」を「登録の申請」に、「様式第2号」を「博物館登録申請書」に改め、同条を第2条とする。

第4条中「様式第3号」を「博物館資料目録」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条中「様式第4号」を「博物館登録事項(添付書類)変更届」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「様式第5号」を「博物館廃止届」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(申請書等の様式)

第8条 この規則の規定による申請等に関し作成する申請書等の様式については、教育長が別に定める。

別記様式第1号から様式第5号までを削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

福岡市博物館登録規則（平成27年福岡市教育委員会規則第15号）の一部を改正する規則案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条（略）</p> <p>（博物館登録原簿）</p> <p>第2条 法第10条に規定する博物館登録原簿は、<u>様式第1号</u>によるものとする。</p> <p>（登録申請書）</p> <p>第3条 法第11条第1項に規定する<u>登録申請書</u>は、<u>様式第2号</u>によるものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第4条 法第11条第2項各号に規定する博物館資料の目録は、<u>様式第3号</u>によるものとする。</p> <p>第5条（略）</p> <p>（登録事項等の変更）</p> <p>第6条 法第13条第1項の規定による届出は、<u>様式第4号</u>により行わなければならない。</p> <p>（博物館の廃止）</p> <p>第7条 法第15条第1項に規定する博物館の廃止の届出は、<u>様式第5号</u>によるものとする。</p> <p>第8条（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（削る）</p> <p>（登録申請書）</p> <p>第2条 法第11条第1項に規定する<u>登録の申請</u>は、<u>博物館登録申請書</u>によるものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第3条 法第11条第2項各号に規定する博物館資料の目録は、<u>博物館資料目録</u>によるものとする。</p> <p>第4条（略）</p> <p>（登録事項等の変更）</p> <p>第5条 法第13条第1項の規定による届出は、<u>博物館登録事項（添付書類）変更届</u>により行わなければならない。</p> <p>（博物館の廃止）</p> <p>第6条 法第15条第1項に規定する博物館の廃止の届出は、<u>博物館廃止届</u>によるものとする。</p> <p>第7条（略）</p> <p>（申請書等の様式）</p> <p>第8条 <u>この規則の規定による申請等に関し作成する申請書等の様式については、教育長が別に定める。</u></p>

現 行

改 正 案

様式第1号

博物館登録原簿

事 項	登 録		登録変更		登録変更	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	記号番号	福岡市教委 第 号				
設置者の住所 及び氏名						
名 称						
所 在 地						
備 考						

(削る)

様式第2号

博物館登録申請書

年 月 日

(宛先) 福岡市教育委員会

博物館設置者 住所  
氏名 印

下記のとおり、博物館を設置しますので、別紙書類を添付し、登録申請します。

記

1 設置者の名称及び私立博物館にあつては設置者の住所  
2 博物館の名称  
3 所在地

(削る)

様式第3号

博物館資料目録

自然科学(人文科学)に関する資料

種目	品名	数量	所有又は借用	備考

(削る)

記載上の注意

種目は、動物、植物、地質、礦物、天体気象、物理科学、数学、保健衛生、農林水産加工品、工業製産、絵画、彫刻、工芸、建造物、文書典籍、筆蹟、民芸、考古資料、統計図表等に分類する。

品名は、個々の名称を記入する。

現 行	改 正 案
<p><u>様式第4号</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">博物館登録事項(添付書類)変更届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 福岡市教育委員会</p> <p style="text-align: right;">博物館設置者 住所 氏名 印</p> <p>博物館登録記載事項(添付書類)について、下記のとおり、変更しましたので、届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 該当事項</p> </div> <p>注 添付書類に変更があつた場合は、該当書類一部添付のこと。</p>	<p>(削る)</p>
<p><u>様式第5号</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">博物館廃止届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 福岡市教育委員会</p> <p style="text-align: right;">博物館設置者 住所 氏名 印</p> <p>下記のとおり〇〇〇博物館を廃止しますので、届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 登録番号 2 名称 3 設置者住所氏名 4 廃止年月日</p> </div>	<p>(削る)</p>

## 福岡市博物館登録規則（平成27年福岡市教育委員会規則第15号）の一部を改正する規則

### 1 改正の理由

本件は、規則で定めている登録申請書等の様式について、平成30年12月26日付総法第344号「様式を規則で定める場合の判断基準の制定について」に基づき、要綱で定めることとしたため、規則を一部改正するもの。

### 2 内 容

下記の様式について、教育長が別に定めることとするもの。

- (1) 博物館登録原簿（様式第1号）（規則第2条関係）
- (2) 博物館登録申請書（様式第2号）（規則第3条関係）
- (3) 博物館資料目録（様式第3号）（規則第4条関係）
- (4) 博物館登録事項（添付書類）変更届（様式第4号）（規則第6条関係）
- (5) 博物館廃止届（様式第5号）（規則第7条関係）

### 3 施行期日

令和3年4月1日